

越前町生活路線バス利用促進事業実施要綱

平成18年5月16日

告示第22号

(目的)

第1条 この告示は、生活路線バスの利用促進を図るため、越前町内を走る生活路線バスに乗車する者に対し運賃の補助を行い、もって生活路線バスの維持確保に資することを目的とする。

(運賃補助対象者)

第2条 運賃の補助を受けることができる者は、越前町に在住する70歳以上の高齢者及び心身障害者(以下「運賃補助対象者」という。)とする。

(運賃補助対象路線)

第3条 運賃補助対象路線は、越前町内を走る福井鉄道及び京福バスが運行する生活バス路線とする。

(運賃補助の内容)

第4条 運賃補助対象者は、越前町内公共交通割引カード(以下「割引カード」という。)の提示及び生活路線バス運賃補助券(以下「運賃補助券」という。)の提出により、越前町内区間に限り生活路線バス1乗車につき100円で乗車できるものとする。

(割引カード及び運賃補助券の交付等)

第5条 割引カード及び運賃補助券は運賃補助対象者に交付する。

- 2 紛失等により割引カードを再発行する場合は、1枚あたり200円の負担とする。
- 3 運賃補助券の追加交付を受けようとする者は、町に申し出て交付を受けるものとする。

(運賃補助券の使用方法)

第6条 運賃補助対象者は、運賃精算時に越前町内区間であれば100円に運賃補助券1枚を、下車した場所が越前町外の場合には越前町境の停留所からの運賃に100円を加算した額に運賃補助券1枚を添えて乗務員に支払うものとする。なお、越前町外から越前町内に至る場合も同様とする。

(差額運賃の支払い)

第7条 町は、運賃補助券と引き換えに町とバス事業者との間で別途定める差額運賃をバス事業者を支払うものとする。

(町施策への協力)

第8条 バス事業者は、町が行う生活路線バスの利用促進施策に協力するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年6月1日から施行する。